



一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

コロナを乗り越え希望ある個人タクシーへ

東京都個人タクシー協会

会長 秋田 隆



が個人タクシーを
目指していた
ものの、次に働
くタクシー会社
が見つからず、
地理試験免除の
要件が満たせな
いというものです。



あけましておめでとうございます。会
員傘下の事業者の皆様にご挨拶を
申し上げます。

日頃より東京都個人タクシー協会の運
営にご協力をいただきましてありがと
うございます。厚く御礼を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症に翻
弄された一年でした。昨年11月からは第
3波とも言われる感染者数で、今年もま
だまだ予断を許さない状況です。事業者
の皆様も人出の少ない中、売り上げが伸
びずに大変ご苦労をされているものと思
います。

国内外では新型コロナウイルス感染症
ワクチンの開発、研究が急ピッチで行わ
れておりますが、副作用の心配も拭えな
いところですので。一日も早く通常の生活に
戻るように祈るばかりです。

国土交通省との意見交換もコロナ禍の
中でなかなか出来ませんでした。昨年
10月21日に「個人タクシーを応援する議
員連盟第10回総会」が開催され、5つほ
どの要望を出させていただきました。

一つ目はコロナの影響で廃業になった
法人タクシー会社で解雇となった乗務員

くなった方に特例措置をしてもらえない
かというものです。

二つ目は一昨年8月から譲渡譲受申請
を出していても死亡後譲渡が認めら
れるようになりませんが、相続人が多い
場合など60日以内では申請書類を揃える
のに短すぎるので120日に延ばしてほ
しいというものです。

三つ目は死亡後譲渡の譲渡者が65歳未
満の場合です。通常65歳未満の譲渡人の
資格要件には「傷病等により事業を自ら
遂行できない正当な理由があること」ま
たは「20年以上個人タクシー事業を経営
している者であること」というものがあ
ります。現在、死亡後譲渡の場合でもこ
の要件が適用され事業を遂行できない正
当な理由を証明するために生存中の診断
書の添付を求められております。死亡し
た場合は事業を自ら遂行できないのは明
らかなのでこの資格要件を外してもらい
たいというものです。

四つ目は定年制が適用されていない者
について、期限更新の審査を厳しくした
うえで、75歳以降の譲渡を認めていた
きたいというものです。75歳以上のほと
んどは事業者は無事故・無違反で頑張っ

ておりますが、事故件数の
多い方がほんの一部ですが
おります。高齢者は事故が
多いという意識を払拭した
いと思います。

五つ目は定年制のある事業者につい
て、無事故などの一定の条件をクリアし
た者については、定年の延長申請を提出
することを認めていただきたいというも
のです。一定の条件をクリアしたら定年
延長の申請が出せることになれば今ま
で以上に事故違反に気を付けて営業をす
るのではないかと思いますし、将来の希望
も出てくるのではないのでしょうか。定年
延長は若返りに反することですが、個人
タクシーの評価を上げるためにも必要で
はないかと思っております。

まだ要望を出した段階です。三つ目の
要望には希望の持てる回答をいただい
ておりますが、その他については未だ判
りません。期待をして
回答を待っている
ところです。

令和3年がコロナ
の終息の期待を込め
て、良い年になりま
すように、そして、
会員傘下の事業者
の皆様のご商売の繁
盛、ご健勝、ご多幸
をご祈念申し上げます
として年頭の挨拶とさ
せていただきます。

都内個人タクシー現況（令和2年12月1日現在）
許可事業者数 11,356名（前月比 -58名）
（特別区、武三10,962名 北多摩149名 南多摩245名）
傘下事業者数 11,035名（前月比 -73名）
（特別区、武三10,645名 北多摩146名 南多摩244名）
※集計方法は運輸行政と異なります。

令和3年 年頭の辞

関東運輸局長 河村 俊信

新年おめでとうございいます。

年頭にあたり新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の中、これへの対応に追われる1年となりました。

未だ終息が見えないコロナ禍において、交通運輸事業は、日常生活の維持や安定的な経済活動のために不可欠な事業であり、関係者の皆様が感染拡大防止を図りながら、『エッセンシャルワーカー』として献身的に尊い使命と責任を果たしていただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げます。

タクシー事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少し、事業継続の危機に瀕しております。

当局では、昨年9月にバス・タクシー事業者の厳しい経営環境や事業者による感染防止対策の徹底により安全な運行に取り組んでいることなどを利用者の皆様に紹介するとともに、利用者の皆様におかれましても、マスク着用などの必要な感染予防対策を講じ、バス・タクシーを利用して頂くようPRをいたしました。

さらに、管内のタクシー事業者から、利用者が正当な理由なくマスクをしない場合において、乗車をお断りできる旨を盛り込んだ、運送約款の変更認可申請が提出され、当該申請の内容が、運転者のみならず次に乗車する利用者の感染防止にも資するものであるため、昨年11月、認可致しました。

公共交通機関は、感染を予防しながら日常生活を送るウィズコロナの時代においても、地域の生活や経済活動を支えるため、その機能の確保は重要な課題です。タクシーについては、各タクシー協会が自治体と連携して行う乗合タクシーの導入など、地域交通の課題の解決に向けた取り組みを当局としても支援してまいります。

今後とも、関東運輸局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の新年の挨拶とさせていただきます。



令和3年 元旦

タクシーセンター

第44回優良運転者表彰

11月26日(木)に予定されていた東京タクシーセンターによる「第44回優良運転者表彰式」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。この表彰は、タクシー運転者として職務に精励され、タクシー業務に関して違反がなく無事故無違反を続けられ、さらには厳正な審査の結果、優良運転者として選ばれた方に贈られるものです。個人の受賞者は、特別表彰・30年・20年・10年・一般を合わせて326名となり、今回は表彰状と記念品の送付をもって、表彰に代えられることとなりました。

受賞者の声

東個協・文京第二支部 関利幸さん

法人歴は10年、個人に

なつて32年となります。毎日の仕事の充実と身体の健康のためにも十分な休養と睡眠を心がけ、営業中には事故をおこさないよう、車のスピードの抑制と右左折時の安全確認に特に気を付けるようにしています。またお疲れのお客様には、車内でゆったりと寛いで休息をとっていただけるよう、必要な会話をを行った後は、無駄なおしゃべりをすることがない様にしています。



だと感謝しています。現役も残り少なくなりませんが、最後まで無事故・無違反、優良運転者でありたいと思います。

都営協・第一事業団支部 三浦康夫さん

個人になつて16年、お客

様に対しては常に笑顔での挨拶を心がけています。最近では高齢者の方をお乗せする機会が増えてきましたので、乗降時には「ゆっくりで構いませんので、足元にお気を付けください」と一声かけるようにしています。安全運転に集中するためには、心身の健康が大切だと思い、毎日運動と十分な睡眠をとるように気を配っています。私の体調管理のために、栄養バランスを考えた食事を作ってくれた妻をはじめとして、家族全員の応援があつて、この表彰をいただけたのだと思います。



表彰状

関 利 幸 殿

あなたは本年個人タクシー運転者として業務に精励され、30年間無事故無違反を続けられ、厳正な審査の結果、優良運転者として選ばれた方に贈られるものです。個人の受賞者は、特別表彰・30年・20年・10年・一般を合わせて326名となり、今回は表彰状と記念品の送付をもって、表彰に代えられることとなりました。

令和3年10月26日

公団協・東京タクシーセンター

会長 渡辺佳英

贈られた賞状(関利幸氏)

ただけなのも、仕事第一として無事故にと支部での換金等もサポートしてくれたい家内のおかげ

コロナ禍で、大変辛い状況の中ではありますが、二種免許を取得し、職業ドライバーとしてスタートした時の初心を忘れることなく、前を向いて頑張っていこうと思います。

マスク着用を求める際の留意事項



為を行わないことに留意したうえで、運送の引受けを拒絶することができる。

マスク着用を求めることができる運送約款への変更については、12月16日時点で協会所属の個人タクシーのうち7988名(72.5%)の事業者が申請しており、標準処理期間1カ月で認可され効力が発生します。

内容は、マスク未着用者の乗車を一律にお断りするのではなく、正当な理由により着用できない旅客には適用できないことを理解し、運転者のみならず当該利用者、また、次に乗車される利用者の感染防止対策に資するものであることを、丁寧な説明により納得していただくことが必要です。

つきましては、マスク未着用者への対応について、例示いたしますので参考にしてください。

■マスク未着用者への対応(例示)

①恐れ入りますがマスクの着用にご協力をお願いします。

・持っていない場合↓マスクをあらかじめ常備しておき、提供して着用願う。

※ただし、フェイスガードやタオル、ハンカチ等で口元を覆う対策を講じていればマスクの着用は求めない。

②マスクの準備がございませんので、こちらをご利用ください。

・着用していただけない場合は、タオルやハンカチ等で口元を覆う対策を講じていただくよう促す。

・着用していただけない場合↓着用できない理由を丁寧に聞き取る。

③大変失礼ですが、マスクを着用できない事情がありますか。

・病気など、利用者の立場にたち、その申告内容を尊重したうえで正当な理由か判断すること。

・正当な理由↓マスク着用は求められない。

④ありがとうございます。承知いたしました。そのままで結構です。

・正当な理由とは認められない場合↓マスク着用を求めることができます。

⑤恐れ入りますが、マスクの着用は、運転者の私のみならず、あなた様、また、次にご乗車される方への感染防止対策でもありますので、こちらのマスクを着用くださいませんか。

・応じていただかず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合(フェイスガードやタオル、ハンカチ等で口元を覆う対策を講じていない場合には、旅客を不当に差別するような行

⑥恐れ入りますが、当社の運送約款により、正当な理由なくマスク着用にご協力いただけないものと判断し、ご利用をお断りさせていただきますので、どうぞご理解ください。

■その他留意事項

①運送の引受けの拒絶が妥当であったか、事後的に検証できる体制を整備すること。

(例示)

・ドライブレコーダーによる記録

・手書きメモ(事後、交わした会話を速やかに詳細に記録しておくこと。)

②旅客に対し、マスクの着用を求めたにもかかわらず旅客がその求めに応じない場合の運送の継続の拒絶にあたっては、旅客の安全確保に配慮すること。

・高速道路路上で降車させるなど、旅客の安全が確保できない場所での降車は認められず、また、次の交通機関の確保にも配慮すること。

③今般のコロナ禍が収束し、社会的にマスクの着用が求められる状況と判断された際には、この運送約款のままであってもマスクの着用を求めないものとします。

令和2年11月分

■行政処分状況

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
11月25日	新井 康高	40日車	特措法第43条第2項	乗禁地区営業	4点
11月25日	石川 幸男	40日車	特措法第43条第2項	乗禁地区営業	4点

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生日	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和2年10月	17	4	1	22

■処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

令和2年11月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	葛飾第二支部	I・H	R2.10.8	中央区銀座7-7(車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止
東個協	杉並支部	K・H	R2.3.30	中央区銀座8-4	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止
東個協	目黒第一支部	F・K	R2.10.2	中央区銀座7-6(車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和2年11月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

* 11月

所属団体

享年病名

黒田	達男（東個協・板橋第二）	73	肝細胞癌
横山	正俊（東個協・葛飾第二）	74	心不全
吉澤	俊二（東個協・新宿）	77	動脈瘤破裂
須摩	憲彦（東個協・杉並）	57	うつ血性心不全
黒田	茂夫（東個協・練馬）	81	肝臓癌
佐藤	益弘（東個協・練馬第二）	66	心筋梗塞
藤田	忠義（都営協・浮間）	75	前立腺癌
村上	進（都営協・新運動）	81	肝炎

ご冥福をお祈り申し上げます

ご冥福をお祈り申し上げます

NASVA運行管理者一般講習

安全輸送の根幹を担う者としての誇りと責任を

12月3日(木)・4日(金)の両日、午前10時15分より、個人タクシー会館にて独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)主催による「運行管理者一般講習」が行われました。通常は一日で行うところ、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、2日間に分けての開催となり、東京の99名をはじめとして、神奈川11名、千葉3名、埼玉1名の計114名が参加しました。

本講習会は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、運行管理者に受講が義務付けられている講習です。さらに全国個人タクシー協会安全運行指導員制度に基づき、これから安全運行指導員となる方、安全運行指導員の認定を更新される方が受講する講習でもあります。

講習会の冒頭、NASVA東京主管支所長から、以下のご挨拶がありました。

「ご承知の通り、国土交通省では事業用自動車総合安全プラン2020を策定し、『飲酒運転ゼロ』を含む事業用自動車の交通事故の削減目標を掲げて取り組みを進めているところです。

そして個人タクシー事業における総合安全プラン2020に基づき、高齢事業者等の安全講習会の実施や健康管理・運転適性チェックの徹底、安全運行指導員の積極的活用など、安全輸送の

確保や事故防止活動に取り組んでいたところと、現在、運送業界全体のドライバー不足が進んでおり、新型コロナウイルス感染症もあって、個人タクシー業界でも事業者数の激減が深刻化し、非常に厳しい環境にあると思います。そして、このような厳しい状況だからこそ、日頃から安全輸送の根幹を担う運行管理業務を担当する方々の責任は大変重く、今後ますます重要なものとなっていくと思われます。

今日の講習は、本来運行管理者の業務に必要な最新の法令や通達等の知識習得を目的とした義務講習です。個人タクシー事業者は優良運転者であり、運行管理、車両管理そして健康管理など、自己管理の徹底をしていただいているところだと思いますが、さらに安全運行に関する指導を円滑に実施して

いただくために、安全運行指導員である皆様が大変重要な役割を担っていただくこととなります。

この講習を機に、運行管理業務の必要性・重要性を改めてご認識をいただき、個人タクシー事業発展のため、事故防止そして法令遵守にご尽力をいただきますよう、宜しくお願いいたします」

配付された資料を用いて東京運輸支局保安担当専門官、NASVA専任講師等による講義が16時20分まで行われ、最後に全体を通しての質疑応答が終了しました。



感謝の手紙

東個協・城南支部

富田 省三さんへの

感謝の言葉



羽田空港から自宅に帰る時に利用させていただきました。同乗の親は介護を必要とする高齢者でしたので、普段は介護タクシーを使用することが多いのですが、今回は調子が少し良かったこともあり、通常のタクシーを利用することに決めました。とはいえ、ご迷惑をおかけしてしまいかもと少し心配に思いながらの乗車でした。

しかし、富田さんはこちらの状況をすぐに察してくださり、優しく丁寧な対応をしてくださりました。降車の際には、雨が降っているにも関わらず車から降りて高齢の両親の手助けをしてくださり、非常に助かりました。

本当にありがとうございました。

「よかった」と感じていただけることが、個人タクシーの未来へとつながります。一人ひとりの心構えで、個人タクシーを利用していただくお客様をこれからも増やしていきたいでしょう。